

2005年度
破産法講義
2c

関西大学法学部教授
栗田 隆

破産法講義 第2c回

■ 破産手続開始決定

1. 破産手続開始申立てについての審理裁判
2. 不服申立て

破産手続開始申立ての審理

- 実務では、書証と申立人および債務者の審尋だけで審理を終えるのが通常のようなのである。
- 8条2項により、職権で証拠調べをすることもできる。

審理事項（30条1項）

- 債務者の破産能力 証明が必要。
- 破産手続開始原因となる事実 証明が必要。
- 破産手続開始を妨げる事由 この事由の存在が証明される場合には、破産手続は開始されない。
- 申立人の申立適格 これは手続的要件である。破産債権者が申し立てた場合に、破産債権を有することの証明が必要か否かについて、争いがある。

自己破産の申立ての場合についての注意

- 自己破産の場合でも、破産手続開始原因の証明は必要である。支払能力のある債務者が免責により債務を免れようとすることは、不当である。それを阻止する第一の関門は、この要件の証明である。

破産申立てについての裁判

1. 破産手続開始の要件が満たされる場合
 - 破産手続開始決定書を作成して、開始を決定する。
 - 主文：「債務者について破産手続を開始する」
 - 開始決定書には、30条2項の破産手続開始決定の効力の発生時点となるべき年月日時を記載する（規則19条2項）。
2. 破産手続開始の条件が満たされない場合
 - 申立て棄却の決定をする。

同時処分（31条）

- 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、開始決定と同時に、破産手続廃止の決定をする（216条）。
- そうでなければ、破産手続を進めるために、開始決定と同時に次の処分をする。
 1. 破産管財人を選任する（31条1項柱書き）。
 2. 次の事項を定める（31条1項、規則20条1項）
 - a. 債権届出期間（1号）
 - b. 財産状況報告集会の期日（2号）
 - c. 債権調査期間または債権調査期日（3号）

一括期日

- 個人破産の管財人選任事件を例にとれば、次の事項のための期日は、同一日時に定められることが多い
 1. 財産状況報告集会
 2. 破産債権の一般調査
- 事件によっては、次の期日も併合される
 3. 廃止意見聴取
 4. 計算報告

期間・期日の指定の保留

- 財産がないとまでは言い切れないが、財団付不足のおそれがあると判断される場合には、破産管財人を選任して破産財団の換価を進めるが、破産債権の届出等は後にするのが合理的である。
- 債権届出期間と債権調査の期日・期間は、財団不足のおそれがなくなるまで定めずにおいて、そのおそれがなくなってから定めることができる（31条2項・3項）。

財産状況報告集会の省略（31条4項）

- 裁判所は、さまざまな事情を考慮した上で、財産状況報告集会を招集することが相当でないと認めるときは、その集会の期日を定めないことができる（31条4項）。
 1. 裁判所に知れている債権者の数
 2. 予想される債権者の数
 3. 債権者の地理的な散在状況
 4. 集会を開く費用
 5. 集会における報告に代わる報告方法など

大規模破産事件における各種通知等の省略 (31条5項)

- 31条5項各号の通知あるいは呼出しを省略することができる。
 1. 既知の破産債権者の数が1000人以上であり、
 2. 裁判所が相当と認めとき

省略可能な通知・呼出し

- 32条3項1号の規定による破産債権者への通知
- 33条3項本文の規定による破産債権者への通知
- 139条3項本文の規定による議決権者への通知
- 111条・112条・14条の規定により届け出をした破産債権について、136条1項本文の規定による債権者集会の期日への呼び出し（136条1項本文）

通知等を省略したことの周知（32条2項）

- 31条5項により上記の通知等を省略することを決定した場合には、そのことを破産債権者・議決権者に周知させるために、破産手続開始決定の公告をする際にあわせて公告する（32条2項）
- 破産債権者・議決権者がそれらを簡便に知る方法（日刊新聞紙、インターネット）を用意しておくことが望まれる。（規則20条3項）

付随処分

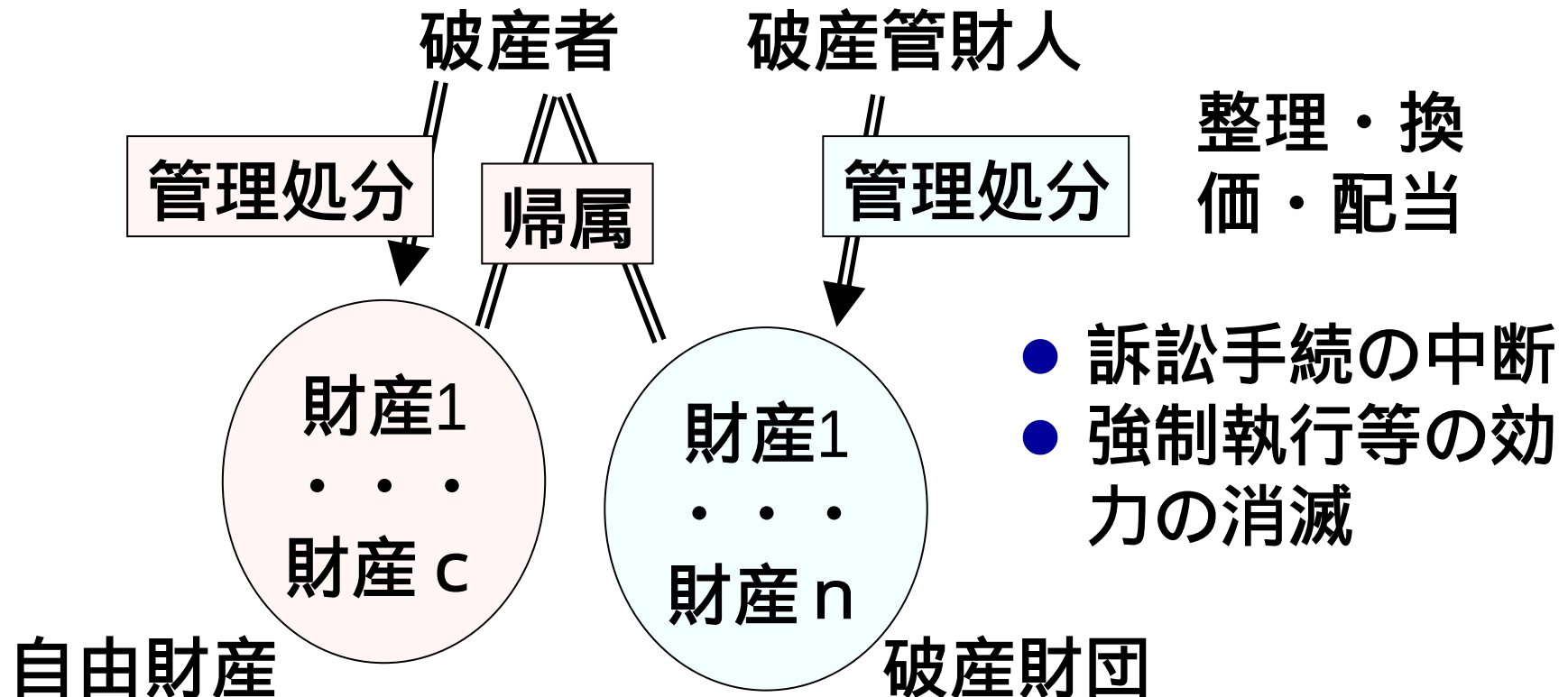
- 32条1項所定事項の公告
- 32条3項に規定された者への通知（公告事項の通知）
- 監督庁等への通知（破産規則9条1項）。金融機関の破産の場合には、その監督庁への通知（金融更生特492条）
- 破産手続開始の登記・登録（257条、258条）

不服申立て

- 破産手続開始申立てについての裁判に対しては、即時抗告ができる(33条。 民訴法332条参照)。
- 抗告権者は、その裁判により不利益を受ける関係人である。
 1. 申立認容の裁判（破産手続開始決定）に対しては、破産者・取締役・債権者。株主については、見解が分かれているが、肯定してよい。
 2. 申立棄却の裁判に対しては、申立人・債権者。
 3. 申立てを却下する裁判に対しては、申立人。

破産手続開始の効果の概略

各種資格制限、
説明義務や居住制限



即時抗告期間

最決平成 13 年 3 月 23 日（旧法事件）

- 決定の公告のあった日から起算して 2 週間であり，同決定の公告前に送達を受けた破産者についても同じである。
- 破産決定の公告前に送達を受けた破産者は，公告前でも即時抗告することができる。

執行停止の効力（民訴法334条）はない

- 破産手続開始決定の効力は、決定の時から生ずる（30条2項）。
- その効力を即時抗告が提起された場合でも存続させないと破産手続が円滑に行われない。

破産手続開始決定の取消し

- 抗告審が破産手続開始決定を取り消す裁判をし、それが確定すると、破産手続開始決定が遡及的になかったことになる。各種の資格制限も消滅し、財産の管理・処分権は債務者に回復される。
- 但し、管財人が破産手続開始決定の取消しまでになした破産財団に関する行為は、取引の安全のために、その効力を保持する。管財人は残務整理として財団債権を弁済する。